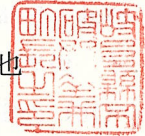


垂井町告示第23号

垂井町庁舎跡地等活用基本計画策定業務の受託者選定について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

平成31年3月20日

垂井町長 中川 満也



1 業務の概要

(1) 業務名

垂井町庁舎跡地等活用基本計画策定業務

(2) 発注者

垂井町

(3) 業務内容

本業務は、垂井町役場庁舎移転後の跡地となる現庁舎敷地と建物及びこれに隣接する中央公民館の敷地と建物（以下「庁舎跡地等」という。）の利活用について基本的な考え方を定めた「垂井町現庁舎敷地等活用基本構想」に沿って、跡地に整備を想定する新たな施設の具体的な内容等についてとりまとめ、その整備手法等を検討するために必要な支援を受けることを目的として実施するものである。

(4) 履行期間

契約締結の日から2020年3月31日まで

2 参加者の応募条件

参加者は、提出時において次の資格要件すべてを満たしている者とする。

- (1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続開始の申立中又は特定調停手続中でないこと。
- (7) 平成30・31年度垂井町入札指名人名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。
- (8) 垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。

- (10) 国又は地方公共団体から、平成 21 年度以降に、「面積 1,000 平方メートル以上の公有地の活用計画業務」及び「延べ床面積 1,000 平方メートル以上の公共施設等にかかる基本計画の策定業務」の双方を元請けとして履行した実績を有する者であること。
- (11) 3 か月以上の雇用関係があり、自らの組織の中から、主たる担当技術者として 1 名及び担当技術者として 1 名以上配置できること。
- ア 主たる担当技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、(10) 実績を有すること。
- イ 担当技術者の 1 名は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有し、(10) の実績を有すること。
- (12) 岐阜県内、愛知県内に本店、支店、営業所等の活動拠点を置いている者であること。

3 プロポーザルの参加手続等

(1) 事務局

垂井町役場総務課管財係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町 1532-1

電話 0584-22-1151 FAX 0584-22-5180

E-mail : somu@town.tarui.lg.jp

(2) プロポーザル実施要綱等の配布

ア 配付期間

2019 年 3 月 20 日（水）から 2019 年 4 月 2 日（火）まで

イ 配付場所

事務局の窓口又は垂井町ホームページからダウンロードすること。

なお、事務局での配付は、午前 9 時から午後 4 時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。

ウ 配付書類

(ア) 垂井町庁舎跡地等活用基本計画策定業務プロポーザル実施要綱

(イ) 様式集

(ウ) 垂井町庁舎跡地等活用基本計画策定業務仕様書

(エ) 垂井町現庁舎敷地等活用基本構想（平成 30 年度策定）

(3) 参加表明書の受付

ア 参加表明書

プロポーザル参加希望者は、「参加表明書（様式 1）」及び「企業概要書（様式 2）」を作成し、次のとおり提出すること。

イ 参加表明書の提出先及び提出方法

(ア) 提出先

事務局

(イ) 提出期限

2019 年 4 月 2 日（火）午後 4 時必着

(ウ) 提出方法

持参、簡易書留による郵送又は電子メールとする。

ただし、持参の場合は午前9時から午後4時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。

(4) その他

参加表明書提出者以外の者は、プロポーザルの提出はできない。

4 審査方法

審査は、町が別に定める委員により組織された「垂井町庁舎跡地等活用基本計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、提出書類及びプレゼンテーションの審査を経て最適な受託候補者を選定するものとする。

5 評価項目

(1) 業務執行能力

- ア 同種業務実績
- イ 作業工程
- ウ 取組意欲・取組姿勢
- エ コミュニケーション能力

(2) 企画提案内容

- ア 実施方針・取組体制
- イ 編集方法・計画イメージ
- ウ 課題調査・分析方法
- エ 運営支援方法・町民意見の反映方法
- オ テーマに対する独自提案

6 経費の負担

参加表明書及びプロポーザルの作成に要した費用、旅費その他本プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

7 契約書作成の要否

要

8 その他

その他の詳細は、「垂井町庁舎跡地等活用基本計画策定業務プロポーザル実施要綱」による。